

宮城県災害廃棄物処理計画【概要版】

第1編 総則

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

今後発生が予測される自然災害により生じた災害廃棄物の処理を、適正かつ迅速に行うため、事前に必要な事項を定め、衛生状態の悪化及び環境汚染の最小化を目的とする。

2 計画の位置付け

「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」、「災害廃棄物対策指針」（環境省）等を基本とする。

3 宮城県の地域特性

4 対象とする災害及び災害廃棄物

通常災害から大規模災害により発生する一般廃棄物（被災者の生活に伴う廃棄物を含む。）とする。

●災害の規模想定

今後起こり得る東北地方太平洋沖地震、宮城県沖地震（連動型）、スラブ内地震及び長町-利府線断層帯地震の規模を想定。（最大2,185万トン）

第2章 災害廃棄物対策に係る基本的事項

1 災害廃棄物処理に係る基本方針

- 『減災』に向けた対策の推進：廃棄物処理施設等の耐震化及び浸水対策等（ハード面の対策）
- 災害廃棄物処理を迅速・円滑に行うための事前の備え：仮置場の確保、広域連携体制強化、人材育成等
- 分別・選別の徹底及び再資源化等の促進：最終処分量の低減、最終処分場の確保、災害廃棄物等の減量化・資源化

2 災害廃棄物処理の流れ

フェーズ	期間	対応内容
初動対応	3日間	初動体制の確立(組織の立ち上げ)と初動対応に着手(発生量推計)
応急復旧	～約1ヶ月	状況把握/対応評価(被災者の生活に伴う廃棄物、災害によって発生する廃棄物、災害規模) 災害廃棄物処理基本方針、災害廃棄物処理実行計画の検討・決定 「避難所ごみ」災害対応開始、市街地からの大量の廃棄物の撤去等
復旧	約1年～3年	状況把握/対応評価(被災者の生活に伴う廃棄物、災害によって発生する廃棄物、災害規模) 災害廃棄物処理実行計画の更新・決定 リユース・リサイクルを含む災害廃棄物の処理

3 災害廃棄物の処理主体

市町村：処理主体

県：災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行うとともに、市町村が自ら災害廃棄物処理を遂行することが困難な場合、地方自治法に基づく事務の一部受託若しくは代替執行

国：県及び市町村、一部事務組合等で円滑・迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合で、災害対策基本法に規定する要件に該当する場合の代行処理を検討

4 他都道府県被災地への協力・支援

5 市町村の住民への広報

第2編 発災前における災害廃棄物処理対策

第1章 災害廃棄物処理対策

組織体制の整備、災害時の情報収集・伝達、市町村等の処理施設の防災対策、収集運搬車両の燃料確保や処理体制の整備

第2章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

被災者の生活環境悪化防止のため、市町村は事前に生活ごみ及びし尿等の発生量を推計し、その集積所・分別・処理方法等、仮設トイレの備蓄、収集運搬車両の確保についても検討

第3章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

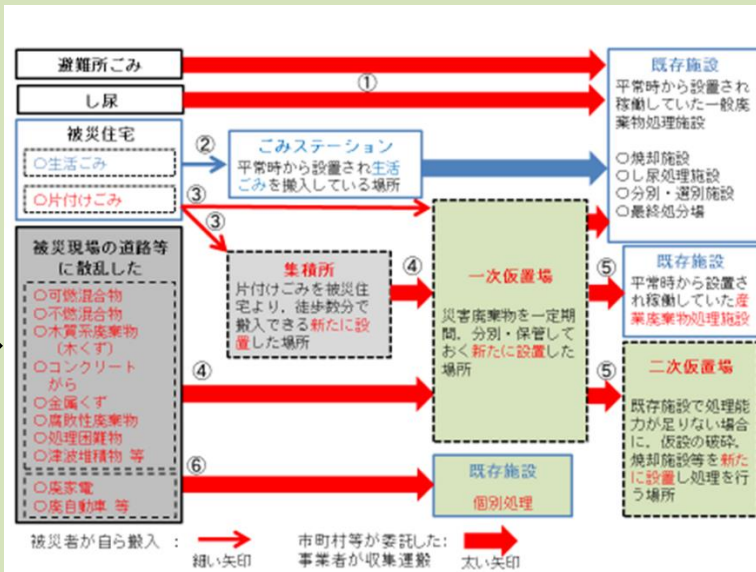
●災害廃棄物発生量の推計

被害想定から市町村ごとに災害廃棄物の発生量を推計し、それを踏まえて廃棄物処理施設の処理可能量を検討する。この発生量及び処理可能量を基に、市町村は災害廃棄物処理計画を策定

●再資源化

資源化の前提となる廃棄物の種類ごとの分別を廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去段階から積極的に実施。また、災害廃棄物由来の再生資材の有効活用するように関係部局と調整を図る。

【災害廃棄物処理の流れ】



第4章 広域体制整備

●協力・支援体制

県は、平時から廃棄物関係団体との連携体制を構築するため、定期的に打合せを実施する。また、市町村と事業者間の協力体制の確保を支援するため、県内産業廃棄物処理業者の災害廃棄物処理可能量等の把握に努め、産業廃棄物処理業者の迅速な災害廃棄物処理事業への参画を推進する。

第3編 災害時における災害廃棄物処理対応

第1章 災害復旧の体制

市町村は被災状況を把握し、速やかに災害廃棄物担当部署を立ち上げて、災害廃棄物の処理方針・実行計画を策定する。

県は情報収集を行い、平常時に検討した組織体制に基づいて、被災市町村が処理体制を整備するための支援・調整等を行う。また、県外自治体等からの支援内容と県及び市町村が要求する受援メニューの整理やマッチング等を円滑に実施するための受援体制を構築する。

第2章 生活ごみ、し尿に係る処理体制の確保

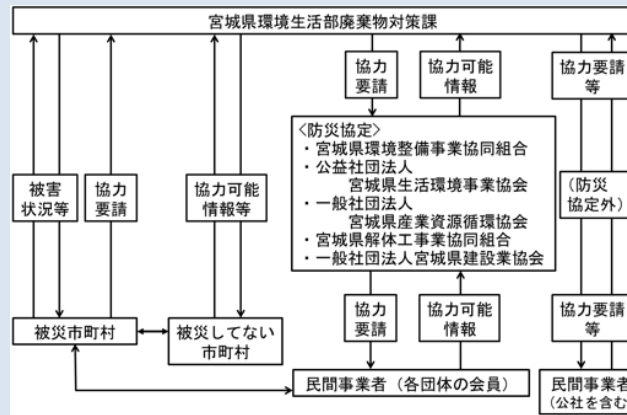
1 生活ごみ、片付けごみ、避難所ごみ

市町村等は早期に処理を行うとともに、その処理方法を的確に住民に周知する。

2 し尿

市町村等は仮設トイレ等を避難所等へ設置し、衛生状態の保持のためその管理を行う。

3 自治体、民間事業者団体等への支援要請



第3章 災害により発生した廃棄物に係る処理体制の確保

●災害廃棄物処理実行計画の策定

市町村は被災状況等を把握した上で、災害廃棄物処理の全体像を示すため、処理主体、処理期間、処理スケジュール、処理方法、財源等の基本方針を含んだ災害廃棄物の具体的な処理作業を定める災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、処理の進捗に応じて段階的に見直す。県は、被災市町村から支援要請を受けた場合は、実行計画等の作成についても支援を行う。

●損壊家屋等の解体・撤去

市町村は、必要に応じ公費による損壊家屋等の解体・撤去を実施する。

県は、解体組合との協定に基づき、市町村支援に向けた調整を開始する。また、公費解体の申請書類の合理化に向け、必要な情報提供を行うとともに、市町村から派遣要請を受けた場合、県内外の市町村職員（経験者）の派遣に向けた調整を行う。

第4章 県の組織体制・指揮命令系統

第5章 住民対応

第6章 二次仮置場の設置

東北地方太平洋沖地震など被害が甚大な災害が発生した場合、地理的条件、搬入出路の条件、整備の必要性等の選定条件を加味し、国公有地から選定する。

第4編 計画の推進・見直し

1 計画の推進

市町村は市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、地域ブロックでの連携を進める。県は関係主体との連携や技術的な検討を通して自らの施策を推進するとともに、市町村間の広域的な連携について技術的な支援を行う。

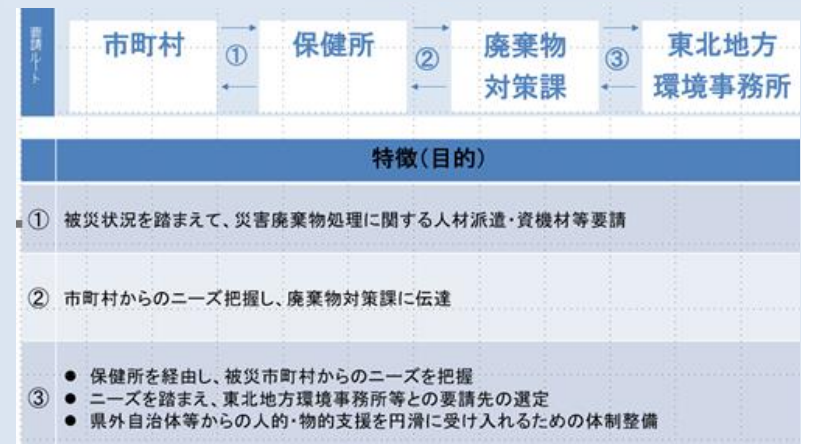
2 人材育成・訓練

県及び市町村は関係団体を含めた職員を対象として、災害廃棄物対策を担う人材育成及び訓練を実施するとともに、過去の災害対応で得た知見を未経験者への伝承させるための機会を設ける。

3 計画の見直し

県は国指針等の改訂状況や県内で災害が生じた場合の計画を検証し、本計画の見直しを行う。

●受援体制の要請ルート



協定団体・主な協定内容
宮城県環境整備事業協同組合 し尿・浄化槽汚泥等の運搬仮設トイレの手配
宮城県生活環境事業協会 し尿・浄化槽汚泥等の運搬仮設トイレの手配
宮城県産業資源循環協会 災害廃棄物の運搬・処理仮置場の設置・管理
宮城県解体工事業協同組合 被災建物等の解体撤去災害廃棄物の運搬
宮城県建設業協会 大規模災害時における応急対策業務の応援